

その涙を
生きる
チカラに
かえる

秋田県 災害遺児愛護基金

交通・労働・自然災害により、父や母が亡くなったり重い障害が残ったりした場合、義務教育修了前の児童を養育している保護者に、見舞金や激励金、入学・卒業祝金をお届けし、児童の健やかな成長を支援します。この事業は、県民の皆様の善意による寄附金を基金に積み立て、その運用益により運営しています。

基金による支援について

対象になる災害は？

- 交通災害** 自動車、船舶、電車、飛行機等の運行に伴う災害
- 労働災害** 機械、動力、重量物、火器等による業務上の災害
- 自然災害** 地震、水害等の直接の原因による災害

支援の対象は誰ですか？

0才～中学3年生を養育する保護者にお届けします。
あくまでも児童の養育に対する支援ですので、そのために活用していただきます。

支援の種類は？

- 見舞金** 1人につき 100,000円
● 支援の対象になったとき
- 入学祝金** 1人につき 50,000円
● 小学校・中学校に入学する年の3月頃（特別支援学校を含む）
- 激励金** 1人につき 年30,000円
● 毎年12月
- 卒業祝金** 1人につき 50,000円
● 義務教育を修了する3月頃

※ 火事、屋根の雪下ろしによる死亡、突然死等の場合は、対象外となります。

【途中で対象外となる場合】 ▶ 児童を養育している保護者（実父または実母の場合）が再婚した場合 ▶ 児童が死亡した場合 ▶ 児童が県外に転居した場合 ▶ 児童が養子となった場合

基金による 支援については

お住まいの市町村役場（下記電話番号）または秋田県社会福祉協議会までお問い合わせください

秋田市役所 018-888-5689
能代市役所 0185-89-2947
横手市役所 0182-35-2132
大館市役所 0186-43-7054
男鹿市役所 0185-24-9147

湯沢市役所 0183-78-0166
鹿角市役所 0186-30-0235
由利本荘市役所 0184-24-6319
潟上市役所 018-853-5314
大仙市役所 0187-63-1111

北秋田市役所 0186-84-8778
にかほ市役所 0184-74-4045
仙北市役所 0187-43-2280
小坂町役場 0186-29-3925
上小阿仁村役場 0186-77-2222

藤里町役場 0185-79-2113
三種町役場 0185-85-4836
八峰町役場 0185-76-4608
五城目町役場 018-852-5112
八郎潟町役場 018-875-5808

井川町役場 018-874-4417
大潟村役場 0185-45-2114
美郷町役場 0187-84-4904
羽後町役場 0183-62-2111
東成瀬村役場 0182-47-3410

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会 総務企画部 TEL 018-864-2712 FAX 018-864-2702

〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館2階 <https://www.akitakenshakyo.or.jp/>

ご寄附について

裏面をご覧ください。

秋田県 災害遺児愛護基金

秋田県災害遺児愛護基金事業は、県民の皆様の善意による
寄附金を基金に積み立て、その運用益により運営しています。

子ども達の心身の健やかな成長のため、
皆様からの温かいご寄附をお待ちしています。

ご寄附について

まずは **本会** へ直接ご連絡ください。

STEP 1

本会より
寄附金申込書
専用振込用紙
〈送金手数料無料〉
を送付いたします。

STEP 2

寄附金申込書に
ご記入の上、本会まで
FAXしてください。
(FAX018-864-2702)

STEP 3

「秋田銀行」または
「北都銀行」の本支店で
専用振込用紙にて
〈送金手数料無料〉
お振込みください。

または

秋田魁新報社を通じてご寄附いただけます。

秋田魁新報社各支社に寄附金をご持参ください。
秋田魁新報「善意」の欄に掲載されます。

こちらからもご寄附の流れを
ご確認ください。

本会ホームページ内
「寄附・募金」ページへ



本事業へのご寄附に関するお問い合わせは、次へお願いいたします。

社会福祉法人 **秋田県社会福祉協議会** 総務企画部

TEL018-864-2712 FAX018-864-2702

〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館2階 <https://www.akitakenshakyo.or.jp/>

福祉に関する
様々なご案内を
しています

